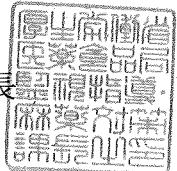


薬食監麻第0331001号

平成21年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第188号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

記

#### 1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品の手数料、検定基準及び試験品の数量の一部が改正されたこと。

#### 2. 適用時期

公布日（平成21年3月31日）





(号外)

独立行政法人国際印刷局

日 次

## 〔最高裁規則〕

- 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の本府省業務調整手当に関する規則(最高裁四)
- 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(最高裁四)
- 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則(同六)

## 〔府令・省令〕

- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
- (内閣府・総務・文部科学一)

## 〔省 令〕

- 地方公営企業等金融機関の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(総務三二)
- 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同三三)
- 地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三四)

三 二 九

八

六

○

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(文部科学九)

○公安調査庁組織規則の一部を改正する省令(法務一五)

○法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令(法務一六)

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令(同一七)

○出入国管理及び難民認定法第七条第一部を改正する省令(同一八)

○国家公務員等の旅費支給規程及び支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令(財務一四)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一三)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令(同一四)

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同七三)

○労働保険の保険料の徴収等に関する省令(同七二)

○労働保険の保険料の徴収等に関する省令(同七一)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(同七五)

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七六)

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同七七)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同七八)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(同七九)

二 六

七

五

四

三

二 六

△

○

○管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働二)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(同三)

○医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働六八)

○作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(同六九)

○鉛中毒予防規則の一部を改正する省令(同七〇)

○老人福祉法施行規則の一部を改正する省令(同七一)

○福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七二)

○労働保険の保険料の徴収等に関する省令(同七三)

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同七四)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(同七五)

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七六)

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同七七)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同七八)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(同七九)

(以下のページへ続く)

四

五

三

二 六

三 六

- 地方公務員等共済組合法施行令附則第三条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件 (同二〇三)
- 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件 (同二〇四)
- 万国郵便条約の施行に伴う通常郵便に関する施行規則の件の一部を改正する件 (同二〇五)
- 立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件 (同二〇六)
- 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件 (同二〇七)
- 過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件 (総務・農林水産・国土交通二)
- 平成二十一年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を定める件 (財務一〇一)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十一年度における限度額等を定める件 (同二〇二)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件 (同二〇三)
- 指定保税地域の指定を取り消す件 (同二〇四)

一六

一五

一九

二七

- 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく告示に関する件 (財務・経済産業一)
- 平成二十一年度において司書及び司法補の講習を実施する件  
(文部科学五九)
- 学校環境衛生基準 (同六〇)
- 学校給食実施基準 (同六一)
- 夜間学校給食実施基準 (同六二)
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準 (同六三)
- 学校給食衛生管理基準 (同六四)
- 夜間学校給食衛生管理基準 (同六五)
- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管理基準
- 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 (同一九〇)
- 在外教育施設の認定等に関する規定の一部を改正する件 (同六七)
- 在外教育施設の認定を取消し及び認定の変更を承認した件 (同六八)
- 統計法の規定により、旧専門学校令による専門学校と同等以上の学校として認定する件を廃止する件 (同六九)
- 大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する件 (同七〇)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件 (文部科学・厚生労働一)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件 (厚生労働一八七)

一七

一八

二三

二四

二六

- 薬事法第四十三条规定に基づき検定をするものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (同一八八)
- 平成二十一年度における改正前の法律第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号口(1)の支給率を定める件 (同二〇二)
- 日本薬局方の一部を改正する件 (同一八九)
- 要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件 (同一八九)
- 中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同二〇三)
- 作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件 (同一九一)
- 作業環境測定土規程の一部を改正する件 (同一九二)
- 作業環境評価基準の一部を改正する件 (同一九三)
- 作業環境測定基準の一部を改正する件 (同一九四)
- 作業環境評価基準の一部を改正する件 (同一九五)
- 鉛中毒予防規則第三十二条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同一九六)
- 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同一九七)
- 一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同一九八)
- 石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 (同一九九)
- 労働安全衛生規則第五十三条规定の表令第二十三条规定の業務の第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同一〇〇)

一九

二〇

二一

二二

二四

- 厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件 (同二〇一)
- 中小企業退職金共済法第十条第二項第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号口(1)の支給率を定める件 (同二〇二)
- 日本薬局方の一部を改正する件 (同一九〇)
- 要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件 (同一八九)
- 中小企業退職金共済法第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件 (同二〇三)
- 作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件 (同一九一)
- 作業環境測定土規程の一部を改正する件 (同一九二)
- 作業環境評価基準の一部を改正する件 (同一九三)
- 作業環境測定基準の一部を改正する件 (同一九四)
- 作業環境評価基準の一部を改正する件 (同一九五)
- 作業環境測定基準の一部を改正する件 (同一九六)
- 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める率を定める件 (同二〇五)
- 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同二〇六)
- 確定給付企業年金法附則第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件 (同二〇七)
- 平成二十一年度雇用施策実施方針の策定に関する指針 (同二〇八)
- 準装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件 (同二〇九)
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件 (同二一〇)
- 平成二十一年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する政令第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同二一一)

二〇

二一

二五

二六

二八

- 平成二十一年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する政令第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 (同二一一)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件 (厚生労働一八七)
- 指定保税地域の指定を取り消す件 (同二〇四)

二一

二二

二九

二六

(以下次のページへ続く)

医薬品各条の部ボリュームコントロール処理抗HIB・人免疫グロブリンの条の・～を次のようになります。

### 3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、エンドトキシン試験法によるときは1.7EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

### 3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

### 3.6 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

### 3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、発熱試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

### 3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

### 3.7 発熱試験

一般試験法の発熱試験法又はエンドトキシン試験法によるときは、投与量は動物の体重1kgにつき、1.0mLとする。エンドトキシン試験法によるときは2.5EU/mL以下でなければならない。なお、エンドトキシン試験法による成績が規格値を超える場合は、発熱試験法を適用する。

本剤は『まむし抗毒素』の特定量を含む乾燥製剤である。本剤を試験に用いるときは、生理食塩液で溶解する。

一般試験法の部B 標準品、参照品、試験毒素及び単位の条1・4中活性化プロテインC力価測定用標準品の項を削り、各条の中ジフテリア試験毒素(ウサギ用)の項の次に次の1目を加える。  
ジフテリア試験毒素(培養細胞用)

本剤は、『ジフテリア毒素』を含む乾燥製剤であって、ジフテリア抗毒素の力価を測定するために用いる。その1試験毒素量(16CD50)は、約0.004国際単位の『ジフテリア抗毒素』とあわせてVERO細胞浮遊液と37°Cで4～5日培養したとき、細胞の約50%を死滅せしめる量とする。

一般試験法の部C 試葉・試液等の条0.05/L塩化カルシウム試液の項中「7.38g」を「7.35g」に改める。

一般試験法の部C 試葉・試液等の条0.05/L塩化ナトリウム試液0.2mol/L塩化ナトリウム12gに水を加えて溶かし、1000mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム試液〔中性〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸一ピリジン試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸2.5gにピリジン40mLを加えて溶かし、水を加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸10mLにピリジンを加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
塩化ナトリウム12gに水を加えて溶かし、1000mLとする。

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸一ピリジン試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸2.5gにピリジン40mLを加えて溶かし、水を加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸10mLにピリジンを加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
塩化ナトリウム12gに水を加えて溶かし、1000mLとする。

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸一ピリジン試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸2.5gにピリジン40mLを加えて溶かし、水を加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸10mLにピリジンを加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
塩化ナトリウム12gに水を加えて溶かし、1000mLとする。

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸一ピリジン試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸2.5gにピリジン40mLを加えて溶かし、水を加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸10mLにピリジンを加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
塩化ナトリウム12gに水を加えて溶かし、1000mLとする。

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸一ピリジン試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸試液

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
ジメチルバルビタール酸2.5gにピリジン40mLを加えて溶かし、水を加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸10mLにピリジンを加えて50mLとする。(用時調製)

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
塩化ナトリウム12gに水を加えて溶かし、1000mLとする。

一般試験法の部C 試葉・試液等の条酢酸ナトリウム〔特級〕の項の次に次の1項を加える。  
酢酸一ピリジン試液

		乾燥濃縮人血液 凝固第V因子
1	発熱試験法によるとき。	282,900円
2	エンドトキシン試験法によるとき。	265,400円
3	(2) 内容量が液状製剤として5mL、10mL、15mL又は20mLに相当する量であるとき。	6本
4	エンドトキシン試験法によるとき。	332,400円
5	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が2mLであるとき。 (2) 内容量が3mLであるとき。 (3) 内容量が5mLであるとき。 (4) 内容量が10mL又は15mLであるとき。	7本
6	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として5mL、30mL、40mL又は50mLに相当する量であるとき。 (2) 内容量が液状製剤として5mL、10mL、15mL、20mL、25mL、30mL、40mL又は50mLに相当する量であるとき。	5本
7	人免疫グロブリ	
8	1 発熱試験法によるとき。 2 エンドトキシン試験法によるとき。	349,800円
9	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が2mLであるとき。 (2) 内容量が5mLであるとき。 (3) 内容量が10mL又は15mLであるとき。	4本
10		2本

		1-1の生物学的製剤の表乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリンの項が以下のと改められ コロニーの項が以下のと改められ。
(1)	内容量が2mL、3mL又は5mLであるとき。 3本	
(2)	内容量が10mL又は15mLであるとき。 2本	
		2 エンドトキシン試験法によるとき。 (1) 内容量が2mL、3mL又は5mLであるとき。 3本
		(2) 内容量が10mL又は15mLであるとき。 2本
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	1 発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 446,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 429,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 18本 (2) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 11本 (3) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 7本 (4) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 5本 (5) 内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mL、10mL、20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。 4本

pH 4 处理酸性人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (3) 内容量が100mLであるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が10mL、50mL又は100mLであるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が10mLであるとき。 10本 (2) 内容量が50mLであるとき。 4本 (3) 内容量が100mLであるとき。 3本
乾燥pH 4 处理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として10mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として10mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本
乾燥pH 4 处理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円 (1) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 6本 1 発熱試験法によるとき。 139,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 121,800円 (1) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 25本 (2) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 15本 (3) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 8本 (4) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mL、10mL、20mL、50mLに相当する量であるとき。 3本	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 6本 1 発熱試験法によるとき。 139,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 121,800円 (1) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 25本 (2) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 15本 (3) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 8本 (4) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mL、10mL、20mL、50mLに相当する量であるとき。 3本
抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 493,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円 (1) 内容量が1mLであるとき。 9本 (2) 内容量が5mLであるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として3mL、5mL、10mL、20mL又は50mLに相当する量であるとき。 1本	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が5mLであるとき。 17本 (2) 内容量が10mLであるとき。 10本 (3) 内容量が20mLであるとき。 6本 (4) 内容量が50mLであると。4本 (5) 内容量が100mLであるとき。 3本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL又は5mLであるとき。 2本

